

大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の介護休業等に関する規程

〔 規 程 第 3 4 号 〕
平成16年4月1日

一部改正 平成17年 3月31日

一部改正 平成22年 3月26日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）の介護休業等に関する制度を設けて家族の介護を行う職員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、職務の円滑な運営に資することを目的とする。

(法令との関係)

第2条 介護休業等につき、この規程に定めのない事項については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、機構職員就業規則第3条、機構大学共同利用機関の長に関する就業規則第3条、機構契約職員就業規則第3条及び機構パートタイム職員就業規則第3条に定める職員に適用する。

(介護休業)

第4条 機構長は、職員が申し出た場合は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族（以下「要介護者」という。）を介護するための介護休業をさせることができる。

2 前項に定める要介護者とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 父母
- 三 子
- 四 配偶者の父母（同居し、事実上父母と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）
- 五 職員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹又は孫
- 六 前各号以外で機構長が認めた者

(適用除外者)

第5条 第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する職員は介護休業をすることができない。

- 一 期間を定めて任用される職員（ただし、申出の時点において、次のいずれにも該当する者は除く）
 - イ 採用されて1年以上である職員
 - ロ 介護休業を開始しようとする期間の初日（以下、「介護休業開始予定日」という。）から93日を経過する日を超えて、引き続き1年以上任用されることが見込まれる職員
- 二 労使協定によって適用を除外された職員

（介護休業の期間）

第6条 介護休業の期間は、第4条第2項に規定する要介護者の各々が同条第1項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要とする期間とする。

- 2 連続する6月の期間経過後において、第4条第2項に規定する要介護者の各々が同条第1項に規定する介護を必要とする一の継続する状態に該当した場合、既に取得した介護休業の期間も含めて通算93日までは介護休業の取得が可能な期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、契約職員及びパートタイム職員の介護休業の期間は、第4条第2項に規定する要介護者の各々が同条第1項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算93日間の範囲内で、介護休業申出書により申し出た期間とする。
- 4 第4条第2項に規定する要介護者について、第13条に規定する介護部分休業の措置を受けた期間がある職員については、同条第1項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、93日から当該期間を除いた日数の範囲内で、介護休業申出書により申し出た期間とする。

（介護休業の申出）

第7条 介護休業を取得しようとする職員は、介護休業を開始しようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前の日までに、介護休業申出書により、機構長に申し出なければならない。

- 2 当該介護休業の申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業の申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日前的日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日までの間のいずれかの日を機構長が休業開始日として指定することができる。
- 3 機構長は、第1項の申出があった場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を当該申出をした職員に速やかに交付するものとする。
 - 一 介護休業申出を受けた旨
 - 二 介護休業開始予定日（第2項の規定により指定をする場合にあっては、当該指定する日）及び介護休業終了予定日

- 三 介護休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由
- 四 その他機構長が必要と認める事項
- 4 前項の通知書は次に掲げる日までに当該職員に交付するものとする。
 - 一 介護休業の申出が育児休業開始予定日の1月以上前にされた場合 介護休業開始予定日の1週間前の日
 - 二 第2項の規定により介護休業開始予定日を指定する場合 介護休業の申出があった日の翌日から起算して3日を経過する日（その日が介護休業申出に係る介護休業開始予定日より後の日となる場合にあっては、介護休業開始予定日）
- 5 機構長は、介護休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、証明書類の提出を認めることができる。

(介護休業終了予定日の変更)

- 第8条 介護休業の申出をした職員が、介護休業終了予定日の1週間前の日までに申し出ることにより、介護休業終了予定日を介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。
- 2 前項による介護休業終了予定日の変更は、その都度1回に限るものとする。
 - 3 前条第5項の規定は、介護休業終了予定日の変更について準用する。

(介護休業の効果)

- 第9条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
- 2 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - 3 前項のほか、介護休業をしている期間の給与の支給については、職員給与規程第30条の規定による。

(介護休業期間の終了)

- 第10条 介護休業を取得している職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日（第3号および第4号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。
- 一 介護休業終了予定日が到来したとき
 - 二 要介護者の死亡等による介護休業消滅事由が発生したとき
 - 三 介護休業をしている職員が産前産後休業となったとき
 - 四 介護休業をしている職員が新たな介護休業又は育児休業となったとき

(介護休業の申出の撤回等)

- 第11条 介護休業の申出をした職員は、介護休業開始予定日の前日までに所定の申出書を機構長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。
- 2 前項により介護休業の申出を撤回した場合、介護を必要とする一の継続する状態について1回に限り再度の申出をすることができるものとする。

3 介護休業の申出がなされた後介護休業開始日とされた日の前日までに、要介護者の死亡等により当該介護休業の申出に係る要介護者の介護をしないこととなったときは、介護休業の申出はなかったものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 職員は、介護休業又は部分休業を申し出たこと、又は取得したことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

(介護部分休業)

第13条 機構長は、職員（労使協定により除外された者を除く。）が申し出た場合は、当該職員が対象家族を介護するための1日の勤務時間の一部について勤務させないこと（以下「介護部分休業」という。）ができる。

2 介護部分休業を受けることのできる期間は次のとおりとする。

一 介護休業も取得する場合介護休業と併せて6月以内の期間（ただし介護休業及び介護部分休業の期間は連続していなければならない。）

二 介護部分休業だけの場合 6月以内の期間

3 前項各号に規定する6月の期間経過後において、第4条第2項に規定する要介護者の各々が同条第1項に規定する介護を必要とする一の継続する状態に該当した場合、既に取得した介護休業期間または介護部分休業期間も含めて通算93日までは介護部分休業の取得が可能な期間とする。

4 介護部分休業の単位は、1時間とし、1日を通じ、始業の時刻から、終業の時刻までのうち連続した4時間の範囲内とする。

5 第10条及び前条の規定は、介護部分休業について準用する。

(介護部分休業の申出)

第14条 介護部分休業の申出は、介護部分休業を始めようとする日の前日から起算して2週間前の日までに、介護部分休業申出書により行うものとする。

2 第7条第5項の規定は、介護部分休業の申出について準用する。

(介護部分休業期間の終了)

第15条 介護部分休業期間の終了については、第10条の規定に準ずる。

(介護部分休業をしている期間の給与)

第16条 介護部分休業をしている期間の給与の支給については、職員給与規程第30条の規定による。

(介護休業規定の準用)

第17条 第7条、第8条、第10条から第12条までの規定は、介護部分休業について準用する。

(介護を行う職員の早出遅出勤務)

第18条 機構長は、職員（パートタイム職員を除く。）が要介護者を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該職員に始業及び就業の時刻を、当該職員が要介護者の介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務（以下「早出遅出勤務」という。）をさせることができる。この場合において、当該始業及び終業の時刻は、それぞれ午前7時以後及び午後10時以前に設定するものとする。

(介護を行う職員の早出遅出勤務の請求等)

第19条 職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日及び末日を明らかにして、あらかじめ前条の規定による請求を行うものとする。

2 前条の規定による請求があった場合においては、機構長は、業務の運営の支障の有無等を含む当該早出遅出勤務の取扱いについて、当該請求をした職員に対して速やかに通知しなければならない。当該通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、機構長は、当該日の前日までに当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

(介護を行う職員の早出遅出勤務の終了)

第20条 次の各号の一に該当することとなった場合には、早出遅出勤務期間はその事由が生じた日（第4号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

- 一 早出遅出勤務の請求に係る要介護者が死亡したとき
- 二 離婚、婚姻の解消、離縁等により早出遅出勤務の請求に係る要介護者との親族関係が消滅したとき
- 三 早出遅出勤務の請求を行った教職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、要介護者を介護することができない状態になったとき
- 四 早出遅出勤務をしている職員について、新たな産前産後休暇、育児休業又は介護休業が開始されたとき

(介護休業規定の準用)

第21条 第7条第5項、第11条第3項及び第12条の規定は、介護を行う職員の早出遅出勤務について準用する。

(雇用保険及び社会保険)

第22条 介護休業中の職員の雇用保険及び共済組合の被保険者資格及び共済組合員資格は、休業期間中も継続する。

2 介護休業期間中の共済掛金の被保険者負担分は、各月に機構が納付した額を翌月10日までに申出者に請求するものとし、申出者は機構が指定する日までに支払うものとする。

附 則
(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日において、介護休暇を取得している職員の当該休暇の効果については、施行日において、これを継承する。

附 則
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成22年4月1日から施行する。